

平成29年小田原市議会12月定例会

厚生文教常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
市民ホール整備事業 設計業務委託及び整備 支援業務委託について	文化政策課	1
明治天皇宮ノ前行在所跡修景整備について	文化財課	7
地域包括支援センターについて	高齢介護課	8
保育士の処遇改善について	保育課	9
学校給食調理業務の民間委託について	学校安全課	10

平成29年12月6日

市民ホール整備事業 設計業務委託及び整備支援業務委託について

1 整備スケジュール

日 程	内 容
平成 29 年 9 月 16 日	第 1 次審査(次の 3 者(50 音順)を選定) ・ 梓設計・小泉アトリエ・佐藤工業共同企業体 ・ 鹿島建設・環境デザイン研究所共同企業体 ・ 前田建設工業・ヨコミゾマコト建築設計事務所共同企業体 * 提案内容は、別紙(プレゼンテーション順)のとおり
平成 29 年 9 月 22 日	第 1 回個別対話
平成 29 年 10 月 14 日	市民ホールシンポジウム 「人と人との交流を基本とするホールのあり方」
平成 29 年 10 月 20 日	第 2 回個別対話
平成 29 年 11 月 24 日	第 2 次審査用技術提案書受付期日
平成 29 年 12 月 9 日	第 2 次審査 (優先交渉権者 1 者を選定)
平成 30 年 1 月	事業協定締結
平成 30 年 1 月 ～平成 31 年 2 月	第 I 期事業 (設計)
平成 31 年 3 月 ～平成 33 年 3 月	第 II 期事業 (建設工事・工事監理)
平成 33 年秋	オープン

2 設計業務委託 (継続費 162,000 千円)

市民ホールの基本設計及び実施設計の業務を第 2 次審査で選定された優先交渉権者に委託する。

平成 30 年 1 月から基本設計に取りかかり、平成 31 年 2 月の実施設計完成を予定しているため、平成 29 年度から平成 30 年度まで、継続費を設定する。

3 整備支援業務委託 (継続費 70,775 千円)

技術的な中立性を保ちながら発注者である市の補助者となり、設計・施工の各工程において、コストコントロールや市が求める品質、機能・性能が担保できているのかと、価格・品質等の技術的検証とを併せて支援する業務を委託する。

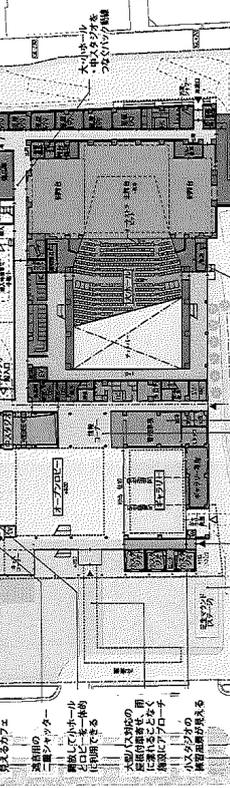
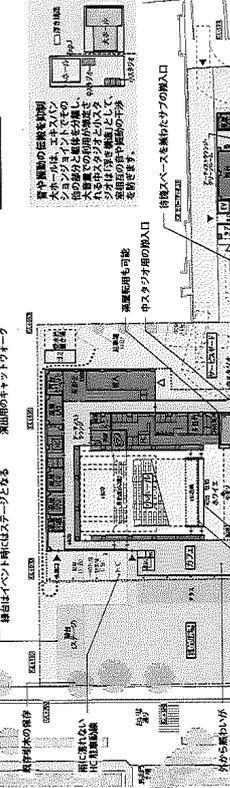
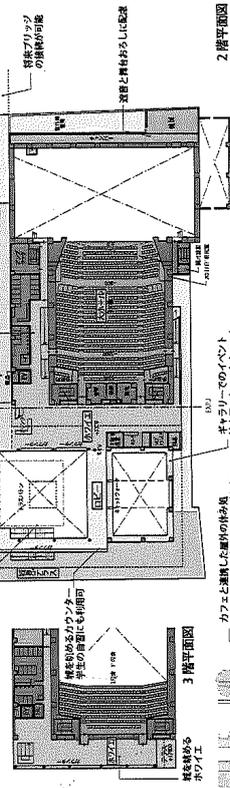
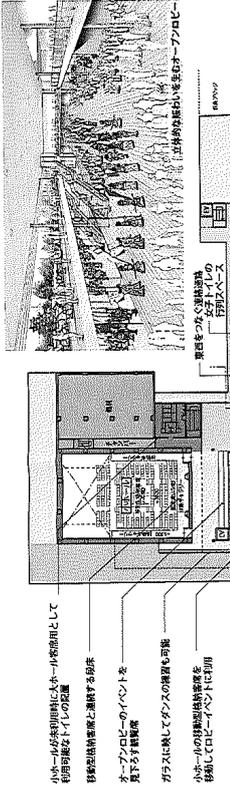
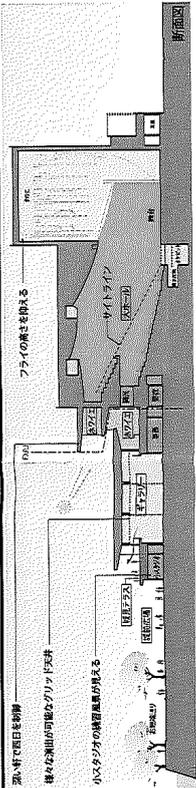
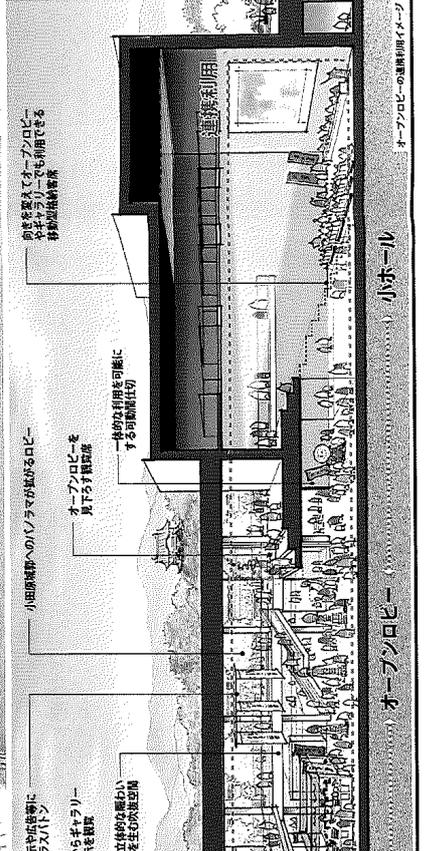
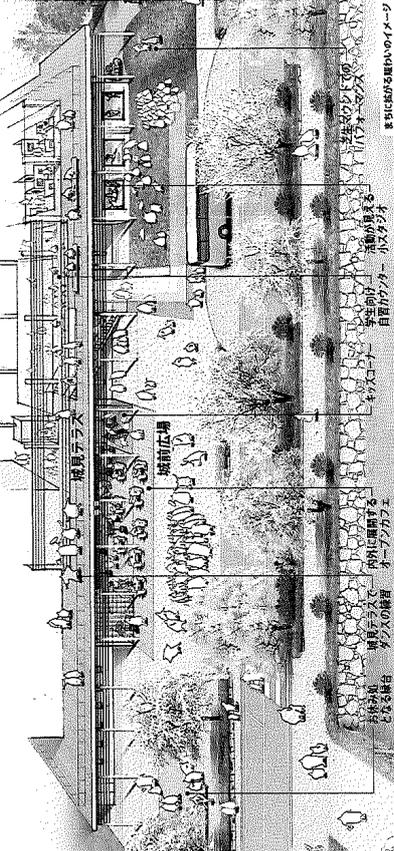
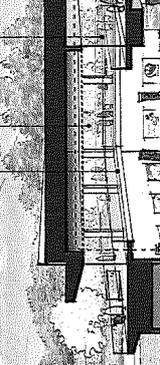
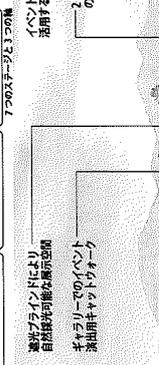
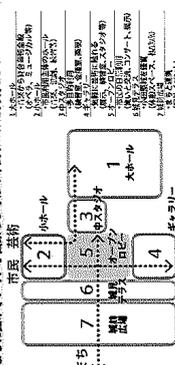
平成 30 年 1 月の設計開始から平成 33 年 3 月の建設工事完了までを支援期間とするため、平成 29 年度から平成 32 年度まで、継続費を設定する。

7つの「ステージ」がつくる芸術文化創造活動の拠点



7つの創造活動「ステージ」

7つの特色ある創造活動の場（「ステージ」）を組み合わせ、本格的な上演活動に結びつけるとともに、市民の多様な文化活動の場をひとつに、賑わいをもちに創っていく。小田原ならではの市民ホールを登場させます。



深い天井を特徴
様々な演出の可能なフライトデッキ
小スタジアムの観劇風情が現れる
フライトデッキを囲む

小ホールが全席単座に統一され、座席間として
移動の自由さと一体感を演出
カーテンロビーのイベントを
見守り可能な
ガラスに囲ってガラスの壁面も可能
小ホールの特設観劇客席を
移動してロビーイベントに利用

観劇客の動線
階段の位置
エレベーター
小スタジアムの観劇風情が現れる
小スタジアムの観劇風情が現れる
小スタジアムの観劇風情が現れる

【小田原市市民ホール整備事業公募型プロポーザル】

1 次審査講評

小田原市市民ホール整備推進委員会
委員長 佐藤 滋

1 次審査は、平成 29 年 9 月 16 日に行った。

参加表明のあった 4 者を匿名としたうえで、各委員は、提出された 4 者の 1 次審査用技術提案書を事前に読み込み基本的な条件を理解した上で、1 次審査に臨んだ。

1 次審査では、初めに事務局から 4 者とも参加資格要件を満たすことが確認されたとの報告があり、その後、1 次審査用技術提案書、プレゼンテーション資料及び、ヒアリングをもとに総合的に審査を行った。

審査においては、まず最初に、専門性を異にする各委員の評価の視点を相互に共有するための意見交換が行われた。次いで、芸術文化創造施設としての拠点性、機能性、快適性・安心性、都市に対するにぎわいの創出、景観への配慮、環境との調和、防災対策、コストといった、本事業に求められる要求の実現可能性がどの程度確保されているかを、技術提案書等提出資料の内容、プレゼンテーションからの印象などを基にした比較に基づいて、丁寧に評価しながら、二次審査にどの提案者を残すべきかについて議論した。

A 案は、お堀端通りを表として、主要機能をグリッド状の内部通路に沿って配置し、ホール部分を重視しながらも交流空間や諸室の性能に配慮した提案である。文化創造拠点としての役割に重き置いたバランスの取れた構成であると評価された一方で、都市構造に対する応答性に対しては、お堀端通りと国道 1 号を繋ぐ積極性が感じられないなどの懸念が挙げられた。

B 案は、市民の日常的活動を主と捉えるなど小田原の文化特性を理解している点、景観上の観点からも建築的表現を控えめにしようとするその姿勢などについて支持を集めた。小ホール、オープンロビー、ギャラリーとつながる交流空間の一体的なデザインでにぎわいを創出する考え方は、魅力的である一方で、そうした運用を可能とするマネジメントの現実性、さらには国道 1 号からの連携性などについて、課題が存在することが指摘された。

C案は、都市小田原の中においてこの敷地が置かれた状況を丁寧に読み解いた土地利用の考え方、さらにはスタジオの配置を含めた創造系機能をコンパクトにまとめながらも相互共有して所定の機能を担保しようとする提案性などが評価された。一方で、フリーな交流を喚起するたまり的な空間のひろがり、城址と相対する敷地における施設ヴォリュームの処理などについては、さらなる精査が必要との意見も示された。

D案は、小田原という都市の特性や敷地の状況から丁寧に計画された提案であることや、今後のホールの稼働率の変化からホールのニーズ以上の魅力を施設として作っていくといった時代を見据えた考え方などが評価された。一方で、屋上積敷を介した動線計画やメンテナンスコストなどの維持管理についての懸念も提示された。

これら、各案の長所と短所が、二次に向けてどの程度発展し、また解消されていく可能性があるかについて真摯な議論が展開された。その結果、各案で大きな差が存在する土地利用に対する考え方について今後の展開が期待される、B者、C者、D者の3者を1次審査通過者として選定することとした。

しかしながら各案の評価は肉薄しており、最終的に行った投票によって選ばれなかったA者であるが、芸術文化拠点としてのホールの考え方や、賑わいを正面に集中させる方策については、審査委員の評価を受けていたことを記述しておきたい。

4者の提案は、芸術文化創造活動の拠点となることのみならず、街全体の回遊性、中心市街地の活性化やにぎわい、小田原城や三の丸地区への配慮等、様々な条件を克服した提案に対して、いずれも高い水準を示すものであった。また、小田原市の発展や芸術文化創造のために、各者が本プロポーザルに投入したエネルギーと熱い思いには、並々ならぬものがあり、それらの英知や労力については、審査員一同、深い敬意を表するものである。

明治天皇宮ノ前行在所跡修景整備について

1 明治天皇宮ノ前行在所跡（本町3-5-25）

明治天皇宮ノ前行在所跡は、明治天皇が宿泊した清水金左衛門本陣のあった場所で、この事蹟を記念し、明治天皇聖蹟小田原町保存会が本陣跡の土地を買収して整備工事を行い、昭和15年10月に落成したものである。

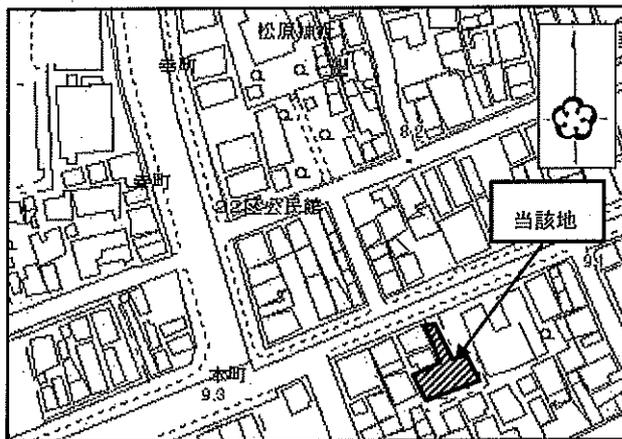
土地及び記念碑等は、市（当時は「小田原町」）に寄贈され、昭和32年3月30日、市の史跡に指定された。

2 修景整備の経過・概要

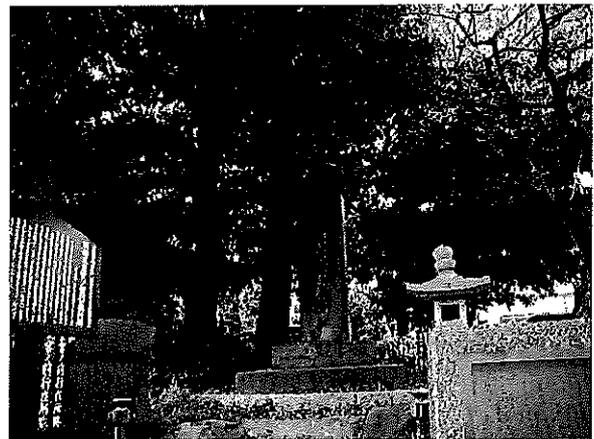
史跡地内のイチョウやシイなどの植栽については、定期的に枝おろし等を行い管理しているが、現在は樹木が成長し、枝葉の繁茂により鬱そうとして昼でも薄暗い状況であった。

こうした中、本年8月、匿名の方から樹木等の修景整備費用として、200万円の寄附があったことから、この寄附金を財源に、専門家の指導のもと、寄附者や地元自治会等の意見を伺いながら史跡地内の樹木の伐採を行うとともに、ツツジ等の植栽を行うなど、史跡として適切に整備し、併せて近隣住民や来訪者等に親しまれる環境を整えるものである。

3 事業費 2,000千円



位置図



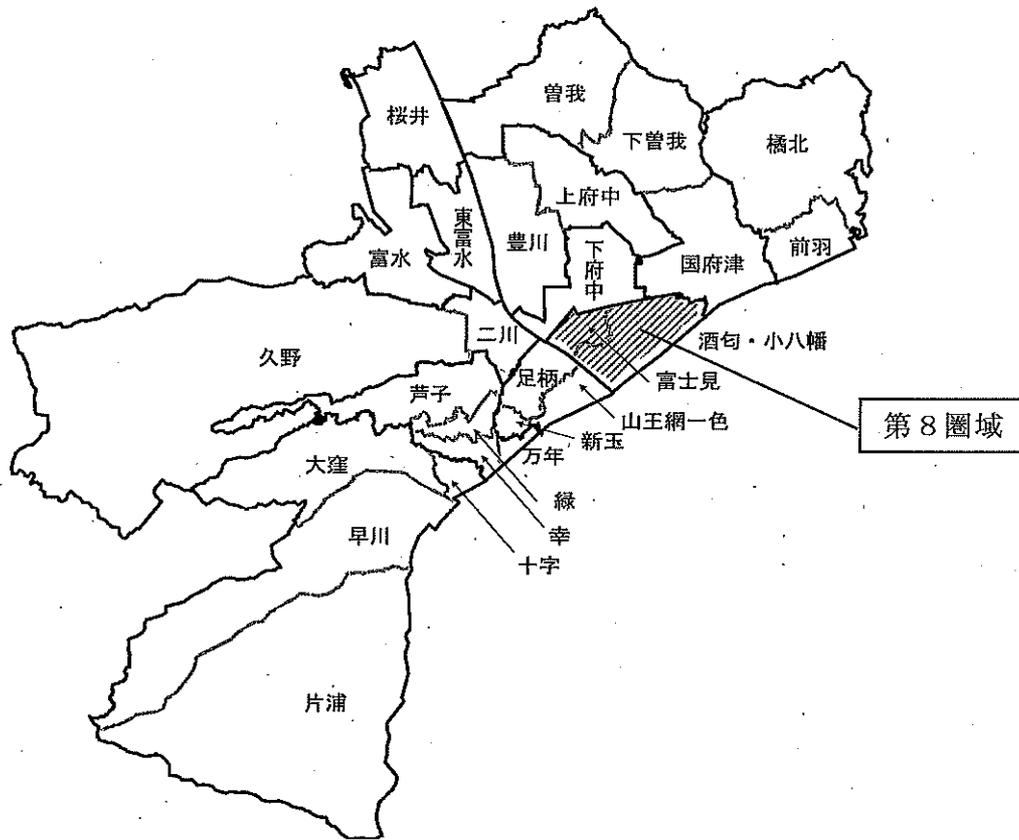
現在の明治天皇宮ノ前行在所跡の様子

地域包括支援センターについて

市は、日常生活圏域ごと市内12か所に地域包括支援センターを設置しているが、第8圏域の受託法人が今年度末で業務を終了することから、受託法人変更に伴う契約事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定する。

1 地域包括支援センター設置圏域

日常生活圏域名	担当地区（自治会連合会の地区）
第8圏域	酒匂・小八幡、富士見



2 運營業務開始予定日

平成30年4月1日

3 債務負担行為の内容

事項	期間	限度額
地域包括支援センター 運営委託料	平成29年度	千円 (予算計上額 0)
	平成30年度	16,000

保育士の処遇改善について

保育士の人材確保と質の向上を図るため、これまでも国による処遇改善として、人事院勧告の公定価格への反映による給与水準の引上げが図られてきたが、平成25年度からは補助金や給付費における加算などが実施された。さらに、平成29年度はこれまでの処遇改善に加え、保育士の技能・経験に応じた給付費への人件費加算が追加された。

1 平成28年度までの処遇改善の推移

	H25	H26	H27	H28
H24からの改善率(%)	2.85%	4.85%	6.90%	8.20%
人事院勧告	—	2.00%	3.90%	5.20%
給付費加算等	2.85%	2.85%	3.00%	3.00%
増加額(円/月額)	約9,000円	約15,000円	約21,000円	約26,000円

2 平成29年度におけるキャリアアップによる処遇改善の概要

新たに中堅の職制階層を創設し、その職務・職責に応じた給与改定を行うことにより、保育所等におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するもの。

新たな職制階層の概要(例：認可保育所)

区分	副主任保育士 主任保育士に次ぐ職制階層	専門リーダー	職務分野別リーダー
経験年数	概ね7年以上		概ね3年以上
業務内容	主任保育士の補佐	職務分野の高い専門性を有するリーダー	個別の職務分野のリーダー
必要な研修	マネジメント、乳児保育など8科目のうち必要なものを選択		
処遇改善額(月額)	40,000円		5,000円
給与への反映	各園からの申請に基づき、市が認定後、給付費として各園に支払う。園は人事発令等を行ったうえで反映させる。		

※ このほか、全職員に対して2% (月額6,000円程度) の処遇改善を実施

学校給食調理業務の民間委託について

平成8年の行政改革大綱に基づき、民間活力を導入し、効率的な学校給食事業の運営を図るため、給食調理員退職者不補充の方針のもと、平成14年度から学校給食の調理業務の民間委託を開始した。

24給食調理施設のうち、これまで19施設（共同調理場3場、単独調理校16校）で調理業務委託を実施している。

このうち、平成29年度に当該業務委託契約が終了する小学校6校について、平成30年4月からの調理業務委託を円滑に開始するために、安全・衛生管理対策などの準備期間を含む4年間の債務負担行為を設定する。

1 債務負担行為の内容

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理委託料	平成29年度	千円 (予算計上額 0)
	平成30年度	100,774
	平成31年度	100,774
	平成32年度	100,774
	計	302,322

2 調理業務委託実施施設（平成29年度現在）

調理業務委託 契約終了年度	施 設 名
平成29年度	新玉小学校、山王小学校、町田小学校、下府中小学校、千代小学校、富士見小学校
平成30年度	橘学校給食共同調理場、豊川学校給食共同調理場、国府津学校給食共同調理場、足柄小学校、芦子小学校、大窪小学校、久野小学校、富水小学校、桜井小学校、酒匂小学校、片浦小学校、東富水小学校、矢作小学校

3 直営施設

施 設 名	
	学校給食センター、三の丸小学校、早川小学校、曾我小学校、報徳小学校